


 ときの話題

新農業基本法と 価格政策

拓殖大学北海道短期大学
元教授 塩沢 照俊

答申の基本的姿勢

一九九八年九月に、新しい農業基本法の基礎となる「食料・農業・農村基本問題調査会答申」が発表された。これに対し北海道新聞は早速九月一八日付社説において、「新基本法で農業発展は可能か」との論評を加えているが、その冒頭で「農業の基本は国民に対し安全・良質な食糧を、合理的な価格で安定的に供給することだ

同時に、農業者が他産業と同等の生計が営める所得を確保することも必要とする。そのような視点からすると、今回の答申は日本農業に指針を示したものとは言い難い」と断定している。そして、わが国では一九六一年に施行された農業基本法があるが、「この時期なぜ農業法を変えなければならぬのだろうか」と問題提起し、これについて、次のように解説している。

「現行の基本法は農業総生産の拡大を目標にしており、農産物価格の安定のために財政支援措置を

とり、農産物の輸入制限を行う事が定められている。しかし、この現行法では、農産物の例外なき関税化と、生産刺激的な政策の削減をうたうウルグアイラウンド農業合意とWTO（世界貿易機関）農業協定に反する。

生産刺激的な政策とは、以前の米のように政府が価格を決めたり加工原料乳のように生産者への助成を指す。つまり、国際的には農産物の過剰生産に困っている国が輸出しやすい環境を作るため、生産費の高い国の農業保護の水準を下げることで合意している。

だからといって、農業法を国際的な合意に沿った内容にする必要があるのだろうか。現在の合意は二〇〇〇年までの取り決めであり、それ以降については新たな交渉にゆだねられている。それにも関わらず基本問題調査会は、原則として国際交渉における日本の対応という最大の問題については触れずに論議し、今後の日本農業の在り方を答申している。しかし、結果としてWTO交渉の枠を越えられず、むしろ強く意識した内容とな



塩沢 照俊（しおざわ てるとし）さん

- 1953年 北海道大学農学部農業経済学科卒業
- 同年 北海道総合開発委員会事務局に就職
- 1959年 北海道立農業研究所
- 1980年 拓殖大学北海道短期大学に転職
(農業経営学、農業政策担当)
- 1982年 農学博士
- 1998年 拓殖大学北海道短期大学退職
- 同年 北海道地域農業研究所 嘱託研究員
- 1983年 著書「北海道農業の展開と構造」を
北海道大学図書刊行会より刊行

った。答申への大きな疑問は、この基本的な姿勢に発している」と。

答申の価格政策

このような基本姿勢は、答申の各分野に共通して表れているが、ここでは価格政策の分野に絞って検討してみよう。答申はこれに関し「価格が需要の動向や品質に対する市場評価を適切に反映し、生産現場に迅速かつ的確に伝達するシグナルとしての機能を十分に発揮できるようにすることが必要である。そのためには生産者と需要者の間で価格形成がより円滑に行われるよう市場の機能を強化して行くべきである」「乳製品・砂糖・大豆等の価格政策対象の品目について制度や運営の見直しを行うべきである」と述べている。

北海道の農業は、一方で離農激化、他方での規模拡大の下で、それなりの発展を遂げてきたが、その基礎には米、主要畑作物、生乳

などに対する価格支持があったことは周知の通りである。しかし、米については一九九五年二月に

食糧法が施行され、価格支持から市場原理へ転換し、その結果、一九九七年生産者米価は大暴落し、全国ほとんどの地域で生産費を割り込み、特に稲作専業農家の多い北海道では危機的状況に陥った。

これに対し政府は同年一月に、「新しい米政策」を発表し、その中の「稲作経営安定対策」で、主流通米の価格下落による打撃を緩和する措置を講じることとした。しかし、その内容は自主流通米価格形成センターにおける基準価格（過去三年間の平均）の二割を生産者が、六割を政府が拠出して資金造成し、基準価格と当年産価格との差額の八割を補填するものである。つまりこの対策は財源の一部を生産者が負担し、しかも価格下落防止ないし価格維持機能は全く持たないのである。（地域と農業第二九号、拙稿「政府発表の新たな米政策」参照）

また、政府は米に続いて麦について、一九九八年五月に「新たな麦政策大綱」を発表し、この三～五年の内に民間流通に移行することを予定している。この場合麦の



生産者と実需者との取引価格は、現行の政府売渡価格が目安となるが、これは現行の政府買い入れ価格の三分の一程度なので、これでは麦作の採算は全く成り立たない。このため「新たな麦政策大綱」では、「麦作経営安定資金」（仮称）を創設し、これによって価格補填することとしている。しかし、今後の麦作の担い手は生産性の高い経営体であること、作られるべき麦は実需者ニーズに的確に対応した良品質麦に限られること、生産性向上により麦の生産コストは低下することを前提にしている。従って、（取引価格＋麦作経営安定資金）によって全部の麦作農家の手取額が保証されるわけではない（地域と農業第三一号、拙稿「新たな麦政策大綱と一九九八年産麦価」参照）。

こういう事態の下で「答申」は、現在の品目別価格支持制度全てを見直しを廃止して、「価格低落時の経営への影響を緩和するための所得確保対策を講じていく」としている。これは政府の財政負担額を限りなく縮小し、生産者が支出

新しい農業基本法に 盛り込むべき 価格政策

とすれば、新しい農業基本法に盛り込むべき価格政策は何か。確かにWTO農業協定では「生産刺激激的な政策の削減」をうたっているが、世界の多くの国々、地域では価格支持政策を維持しているのが現実である。その典型としてアメリカ力について見てみよう。アメリカ力ではかつて「ローンレート制度」と「不足払い制度」の二段構えによる穀物等への価格・所得支持政策がとられてきた。このうち「ローンレート制度」はニューデイル農政（一九三三年農業調整法）以来のものであるが、これは生産者が農務省が設定した融資単価（ローンレート）よりも市場価



格が低い場合、市場で販売せずに、自分の生産物を担保にして商品信用公社（CCC）から融資を受ける。こうして多くの生産物が市場から隔離されて、やがて市況が回復してローンレートよりも市場価格が高くなれば、生産者はCCCに融資を返済して、担保にしていた自分の穀物を取り戻し、それを市場で販売する。

もし市況が回復しない場合等には、生産者は融資の返済をやめて担保生産物をそのままCCCに引き渡してしまふ事もできる。CCCは市況が回復するまで在庫として抱え込むか、あるいは補助金を付けて輸出する事もある。こうしてCCCによる融資が、実質的に市場価格に対する最低価格支持の機能を果たしてきたのである。

アメリカではこれに加えて一九七三年に「不足払い制度」が導入された。これはローンレートを国際価格にさやよせして、アメリカ穀物の国際競争力を強めるかわりに、農場の生産費をベースとした「目標価格」（ローンレートよりかなり高い）を設定し、市場価格あ

るいはローンレート（市場価格がローンレート以下になった場合）とこの目標価格との差額を、生産調整参加農家に不足払いとして直接給付するものである。これら二つの制度のうち、「不足払い制度」は一九九六年農業法によって撤廃されたが、「ローンレート制度」はWTO農業協定で削減対象になつていながらもかわらず残っており、現在アメリカ農民にとつて、この制度の効果が再認識されている。そしてアメリカはWTO次回交渉においても、この制度は無くさないだろうと見られている。

政府は、基本問題調査会の「答申」を受けて、九八年末までに「農政改革大綱」をまとめ、九九年には「新農業基本法」が制定される予定であり、また、これをもつてWTO次期交渉にのぞむことになる。今こそ、わが国においても北海道が中心となつて、主要農産物ごとに生産費・所得を保証するよつな価格支持の在り方を検討し、この内容を新しい農業基本法に盛り込むことが必要と考えられる。